

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年10月5日提出
【計算期間】	第9特定期間 (自平成22年1月7日至平成22年7月6日)
【ファンド名】	ジャパン株式インカム(3ヵ月決算型)
【発行者名】	国際投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 駒形 康吉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	村田 淳生
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03(5221)6110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

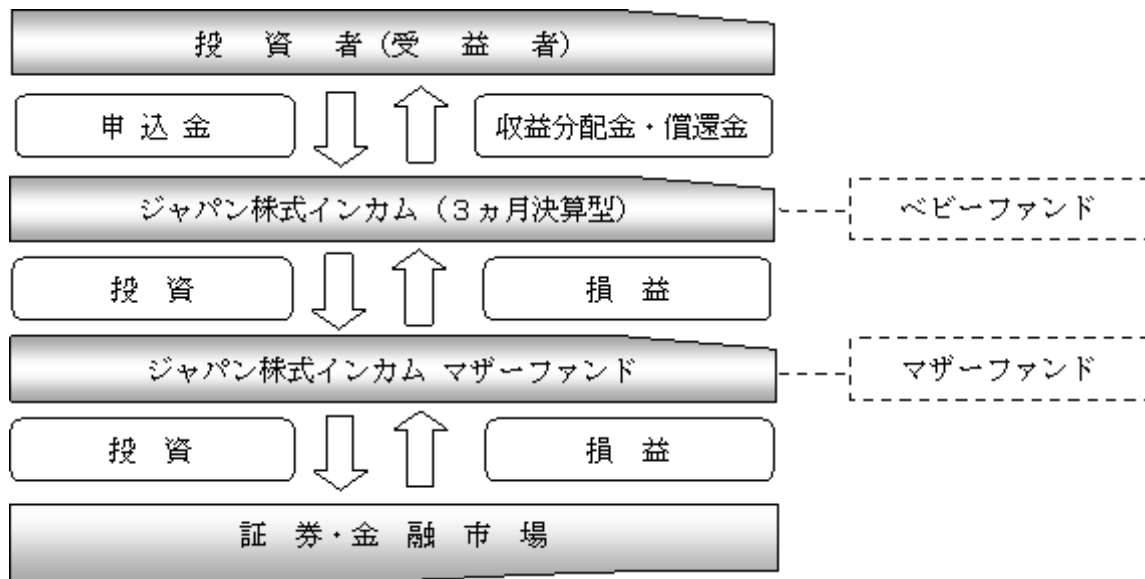
１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファミリーファンド方式*により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

* ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



信託金の限度額

1,000億円です。

* 信託金の限度額は、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

基本的性格

社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型投信	内外	その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々	欧州 アジア オセアニア	
不動産投信	その他	中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 （投資信託証券） （株式・一般）			
資産複合			

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券（株式・一般））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として、株式（一般 [*] ）に投資する。 * 一般とは、大型株 ^{*1} 、中小型株 ^{*2} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年4回	目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

* 1 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

* 2 中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）よりご確認ください。

ファンドの特色

- a. ファミリーファンド方式により、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式を主要投資対象とし、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な値上がり益の獲得による信託財産の成長を目指します。

（a）連続増配銘柄^{*}に着目した株式投資を行います。

株式への投資にあたっては、主として連続増配銘柄に投資します。

その際には、予想配当利回り、財務状況および配当の持続性等におけるファンダメンタルズ等の観点から銘柄評価を総合的に行い、ポートフォリオの予想配当利回りが市場平均^{（注1）}を上回る^{（注2）}ポートフォリオの構築を目指します。

^{*} 連続増配銘柄とは、主として一定期間の修正1株当たり配当金（年額、株式分割および株式併合等を考慮します。）が増加し、または減少しなかった銘柄とします。なお、新規上場銘柄等で上記定義による判断が困難な銘柄については、企業の配当総額等を考慮し判断します。また将来、上記定義の変更、もしくは新たな指標等を付加して判断する場合があります。

（注1）市場平均とは、TOPIX500の予想配当利回りとします。

（注2）銘柄評価を含む総合判断の結果、ポートフォリオの予想平均利回りが市場平均を下回る場合があります。

（b）計量的なアプローチを主体にポートフォリオの構築および見直しを行います。

スクリーニングによる銘柄選択およびリスクモデルによる最適化^{*1}等の計量的なアプローチとともに、業績動向等の定性評価を加えて最終ポートフォリオを構築^{*2}します。また、適宜、リスクモデル等を用いてポートフォリオの見直しを図ります。

^{*1} 最適化とは、リスクをコントロールしながら、相対的に高い予想配当利回りを有するポートフォリオを構築するプロセスとします。なお、「最適」とは結果として最適となることを意味するものではありません。（以下同じ。）

^{*2} ポートフォリオを構築する際には、業種によっては市場の業種構成比と大きく異なる場合があります。その結果、わが国株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。

運用プロセス

- 東京証券取引所第一部上場銘柄の中から相対的に時価総額が大きく流動性の高い銘柄を主要投資対象としています。
- 主として、連続増配銘柄に注目し組入候補銘柄を選定します。
- 組入候補銘柄の中から、予想配当利回りの水準等の定量評価に加えて、アナリストによる定性評価も加味しポートフォリオを構築します。

銘柄スクリーニング

投資対象:主としてTOPIX500指数採用銘柄

TOPIX 500とは、上場後6ヵ月以上経過した東京証券取引所第一部上場銘柄の中から、時価総額および流動性の高い500銘柄(原則)で構成される株価指数であり、東京証券取引所第一部上場銘柄の時価総額の約90%をカバーしています。

財務スクリーニング:財務健全性が低い銘柄の除外

連続増配銘柄スクリーニング

定量評価+定性評価

予想配当利回りの水準および配当の持続性等を勘案し、主として将来も連続増配が期待される銘柄でポートフォリオを構築します。

ポートフォリオを構築

上記は、平成22年7月末現在の運用プロセスまたはデータであり、今後、見直しを行う場合または市況動向等により変更される場合があります。

(c) 株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

* 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

b. 3ヵ月に1回決算を行い、収益の分配を行います。

毎年1、4、7、10月の6日（休業日のときは翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。なお、原則として安定した分配を継続して行うことを目指しますが、基準価額水準や分配対象収益額を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配を行うことがあります。

* 収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

c. 信託期限は無期限です。

(2) 【ファンドの沿革】

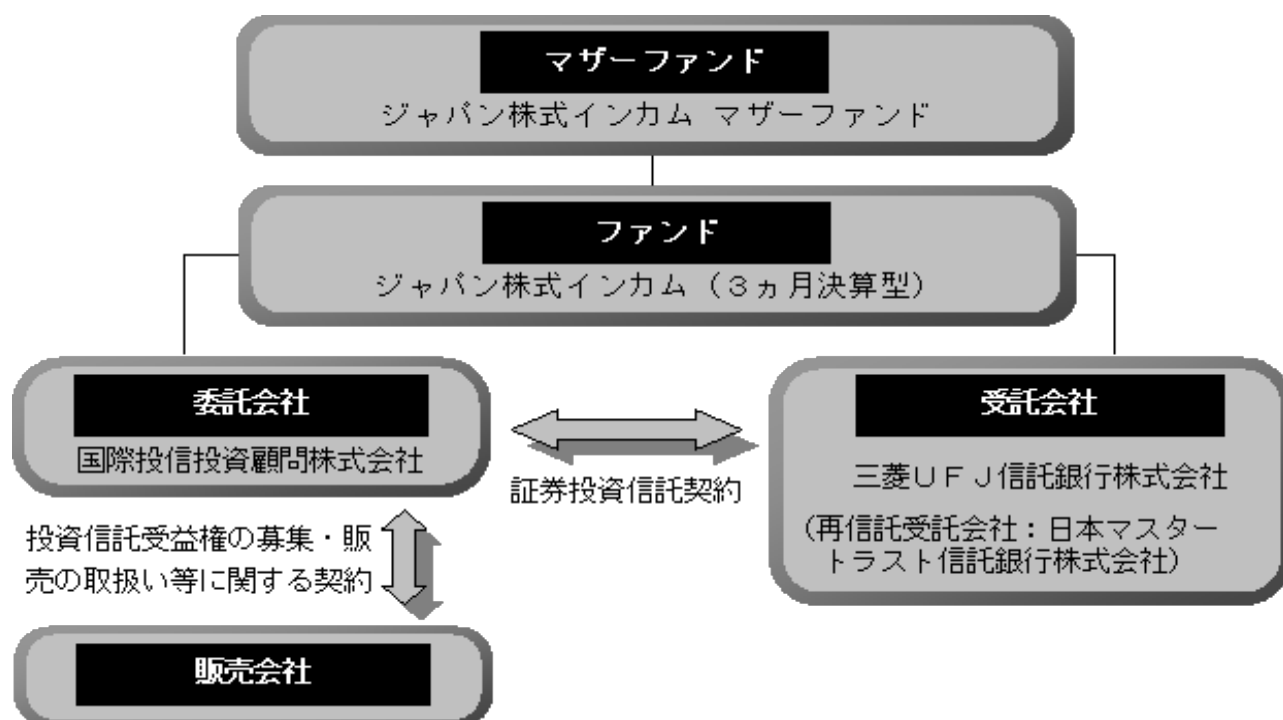
平成18年3月23日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用

平成19年6月5日 決算日変更に係る重大な約款変更の適用

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）
信託財産の運用指図、運用報告書の作成等を行います。
- 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
信託財産の管理業務等を行います。
- 販売会社
受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）
証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。
- 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）
受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社の概況

- 資本金（平成22年7月末現在）
26億8千万円
- 沿革
昭和58年3月 国際投信委託株式会社設立
昭和59年12月 国際投資顧問株式会社設立
平成9年7月 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更
- 大株主の状況（平成22年7月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	4,352株	33.48%

エム・ユー・エス・ファシリ ティサービス株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号	1,427株	10.97%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内 一丁目6番5号	1,400株	10.77%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

ファミリーファンド方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

- a. ジャパン株式インカム マザーファンド（以下「親投資信託」または「マザーファンド」といふことがあります。）受益証券を主要投資対象とします。
- b. マザーファンド受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式を主要投資対象とし、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な値上がり益の獲得による信託財産の成長を目指します。
- c. 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- d. 株式以外の資産への実質投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- e. 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

（２）【投資対象】

マザーファンド受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類（約款第21条）

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい、以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（５）○信託約款に定める投資制限の および に定めるものに限り、）に係る権利
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

運用の指図範囲等（約款第22条第1項）

委託会社は、信託金を、主として、国際投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたジャパン株式インカム マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号

で定めるものをいいます。）

- h．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - i．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - j．コマーシャル・ペーパー
 - k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．からk．の証券または証書の性質を有するもの
 - m．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - n．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - o．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - p．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りまゝ。）
 - q．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - r．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - s．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りまゝ。）
 - t．貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - u．外国の者に対する権利でt．の有価証券の性質を有するもの
- なお、a．の証券または証書、l．およびq．の証券または証書のうちa．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．からf．までの証券ならびにl．、n．およびq．の証券または証書のうちb．からf．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m．の証券およびn．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第22条第2項）

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用（約款第22条第3項）

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からf．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

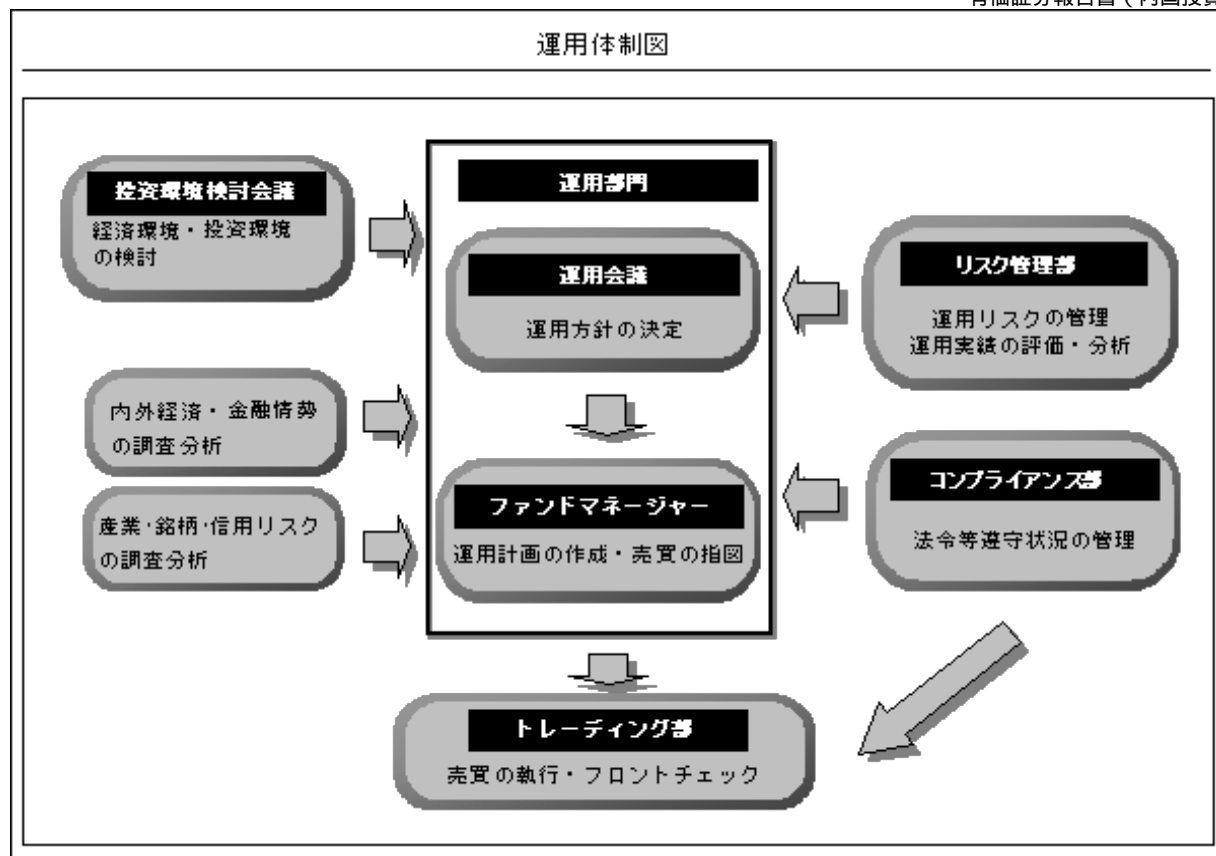
- a．先物取引等
- b．スワップ取引

（3）【運用体制】

ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。（平成22年7月末現在）

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月１回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。
運用会議	原則として月１回運用会議を開催し、運用方針ならびに収益分配金および収益分配金の決定に関する方針の決定を行います。

組織	役割・機能
運用部門（ファンドマネージャー）	ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。



参考

委託会社の運用部門および関連部署の人員体制

株式運用部	28名
債券運用部	19名
外部委託運用部	13名
運用企画部	23名
経済調査部	11名
トレーディング部	10名
リスク管理部	11名
コンプライアンス部	9名

ファンドの運用は、株式運用部が担当します。

運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規程」において、ファンドの運用方針等を決定する機関として運用会議をおくなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー（運用担当者）の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規則」を定めています。

関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、受託会社より年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎年1、4、7、10月の6日（休業日のときは翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。なお、原則として安定した分配を継続して行うことを目指しますが、基準価額水準や分配対象収益額を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配を行うことがあります。

a．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b．分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

（ただし、分配対象収益が少額の場合には行わないこともあります。）

c．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（5）【投資制限】

○信託約款に定める投資制限

親投資信託への投資（約款運用の基本方針3．投資制限(1)）

親投資信託への投資割合は、制限を設けません。

株式への投資（約款運用の基本方針3．投資制限(2)）

株式への実質投資は、制限を設けません。

新株引受権証券等への投資（約款第22条第4項および第5項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式等の範囲（約款第25条）

a．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品

取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- b. 上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款第26条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲（約款第27条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- (a) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - (b) 株式分割により取得する株券
 - (c) 有償増資により取得する株券
 - (d) 売出しにより取得する株券
 - (e) 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得可能な株券
 - (f) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（（e）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第28条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内と

します。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｂ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｃ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（ｂ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第29条）

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下c.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第30条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第31条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- （a）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- （b）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外貨建資産への投資制限（約款第32条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなる場合には、速やかにこれを調整します。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約取引の指図および範囲（約款第34条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外

貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ（約款第42条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

○法令等による投資制限

同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

参考 マザーファンドに係る約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）上場（これに準ずるものを含みます。）株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式を主要投資対象とし、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な値上がり益の獲得による信託財産の成長を目指します。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

- (1) 株式への投資は、制限を設けません。
- (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (3) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (5) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- (6) 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
- (7) スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

以上

* 平成22年7月末現在、「ジャパン株式インカム（3ヵ月決算型）」以外で「ジャパン株式インカム マザーファンド」に投資を行っている他のファンド（投資を行う予定のファンドを含みます。）はありません。

3【投資リスク】

(1) ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。
（主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。）

組入れられた有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて受益者に帰属します。したがって元本が保証されているものではありません。

株価変動リスク

株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が大幅に下落した場合、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなります。

信用リスク

投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により有価証券等の価格が下落すると、ファンドの基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要が無く売却不可能、あるいは売り供給が無く購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入る有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

ファンドが外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、先物取引、スワップ取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

その他の主な留意点

- a．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b．計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- c．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

トレーディング部

株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

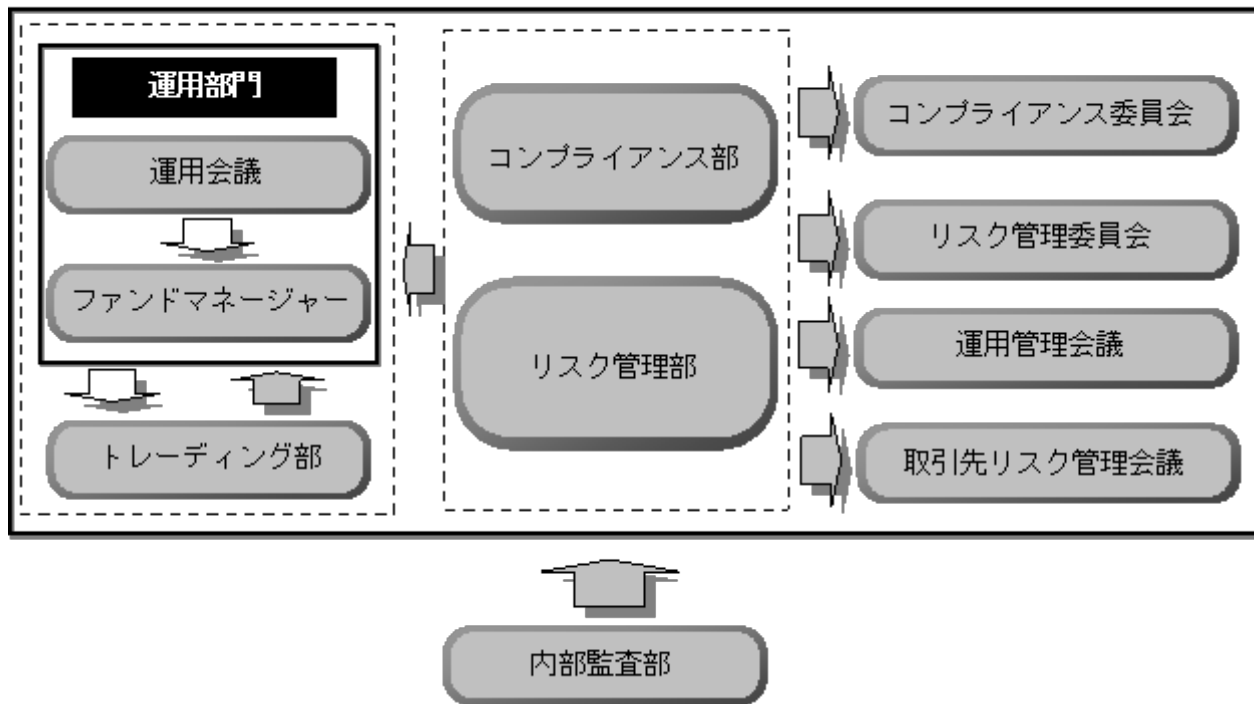
内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- * コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- * リスク管理委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- * 運用管理会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- * 取引先リスク管理会議（原則、四半期毎に開催）において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク（カウンターパーティー・リスク）に関する管理方針等の検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制図



* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

取得から換金・償還までの間に直接あるいは間接的に負担となる費用・税金は以下の通りです。

時期	項目	費用・税金
直接負担		
申込み時	申込手数料	（手数料率）基準価額に対して 上限3.15%（税抜3.00%）
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して課税されます。
換金時		
解約	所得税および地方税	課税されます。
	換金手数料	（かかりません） 0
	信託財産留保額	基準価額に対して 0.25%
買取り	所得税および地方税	課税されます。
	換金手数料	（かかりません） 0
	信託財産留保相当額	基準価額に対して 0.25%
償還時	所得税および地方税	課税されます。
間接負担		
保有時 （毎日）	信託報酬	純資産総額に対して年率1.134%（税抜1.080%）
	監査費用	純資産総額に対して年率0.0042%（税抜0.0040%）
	その他の費用	有価証券等の売買に関する費用・保管費用等

- * 申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他の費用（国内において発生するものに限り、）については、消費税等相当額を含みます。
 - * その他の費用については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
 - * 前記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。
 - * 課税の取扱いについては、「(5)課税上の取扱い」を参照してください。
- （注）税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

(1)【申込手数料】

手数料率：上限3.15%（税抜3.00%）

申込手数料は、取得申込みの受付日の基準価額に、3.15%（税抜3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

申込代金は、取得申込みの受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額となります。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保（相当）額として、解約（買取り）の受付日の基準価額の0.25%が差引かれます。

(3) 【信託報酬等】

a . 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.134%（税抜1.080%）の率を乗じて得た額とします。

b . 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成22年7月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。

信託報酬率	委託会社	受託会社	販売会社
年1.134% (税抜1.080%)	年0.420% (税抜0.400%)	年0.084% (税抜0.080%)	年0.630% (税抜0.600%)

* 信託報酬は消費税等相当額を含みます。

(4) 【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

a . 信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

b . 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年0.0042%（税抜0.0040%））を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

* 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

- * 以下の内容は平成22年7月末現在の税制であり、税制が改正された場合等は、変更になることがあります。
- * 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。
- * 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認してください。

個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成23年 12月31日 まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）10% （所得税7% 地方税3%）
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税* 10% （所得税7% 地方税3%）
	償還金			
平成24年 1月1日 以降	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20% （所得税15% 地方税5%）
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税* 20% （所得税15% 地方税5%）
	償還金			

- * 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	平成23年12月31日までは源泉徴収7%（所得税） 平成24年1月1日以降は源泉徴収15%（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

税額控除制度および益金不算入制度が適用されます。その他詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

- a. 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

- b．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成22年7月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	604,905,769	99.54
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	2,824,099	0.46
合計（純資産総額）	—	607,729,868	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) ジャパン株式インカム マザーファンド 投資状況

(平成22年7月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	587,248,300	97.08
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	17,669,968	2.92
合計（純資産総額）	—	604,918,268	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（全銘柄）

（平成22年 7 月30日現在）

順位	銘柄名	種類	国 / 地域	総口数（口）	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	ジャパン株式インカムマザーファンド	親投資信託受益証券	日本	858,387,640	0.7090	608,596,837	0.7047	604,905,769	99.54

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２）親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

（平成22年 7 月30日現在）

国内 / 外国	種類	投資比率（％）
国内	親投資信託受益証券	99.54
合計		99.54

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）ジャパン株式インカム マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

（評価額上位30銘柄）

（平成22年7月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	通貨	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
							単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	日本	株式	富士通	電気機器	日本円	21,000	563.00	11,823,000	615.00	12,915,000	2.13
2	日本	株式	第四銀行	銀行業	日本円	43,000	292.00	12,556,000	299.00	12,857,000	2.12
3	日本	株式	協和エクシオ	建設業	日本円	15,900	775.00	12,322,500	802.00	12,751,800	2.10
4	日本	株式	SANKYO	機械	日本円	3,000	4,100.00	12,300,000	4,230.00	12,690,000	2.09
5	日本	株式	コムシスホールディングス	建設業	日本円	15,100	787.00	11,883,700	829.00	12,517,900	2.06
6	日本	株式	日本化薬	化学	日本円	16,000	794.00	12,704,000	778.00	12,448,000	2.05
7	日本	株式	資生堂	化学	日本円	6,400	1,938.00	12,403,200	1,934.00	12,377,600	2.04
8	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	日本円	89	139,300.00	12,397,700	137,500.00	12,237,500	2.02
9	日本	株式	ユー・エス・エス	サービス業	日本円	1,860	6,420.00	11,941,200	6,500.00	12,090,000	1.99
10	日本	株式	クレディセゾン	その他金融業	日本円	11,000	982.00	10,802,000	1,098.00	12,078,000	1.99
11	日本	株式	山九	陸運業	日本円	33,000	361.00	11,913,000	365.00	12,045,000	1.99
12	日本	株式	ダスキン	サービス業	日本円	7,800	1,555.00	12,129,000	1,535.00	11,973,000	1.97
13	日本	株式	科研製薬	医薬品	日本円	14,000	880.00	12,320,000	854.00	11,956,000	1.97
14	日本	株式	武蔵野銀行	銀行業	日本円	4,900	2,579.00	12,637,100	2,437.00	11,941,300	1.97
15	日本	株式	九州電力	電気・ガス業	日本円	6,100	1,995.00	12,169,500	1,955.00	11,925,500	1.97
16	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	日本円	3,000	3,895.00	11,685,000	3,965.00	11,895,000	1.96
17	日本	株式	花王	化学	日本円	5,800	2,071.00	12,011,800	2,044.00	11,855,200	1.95
18	日本	株式	大垣共立銀行	銀行業	日本円	43,000	277.00	11,911,000	275.00	11,825,000	1.95
19	日本	株式	光通信	情報・通信業	日本円	7,500	1,581.00	11,857,500	1,565.00	11,737,500	1.94
20	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	日本円	4,000	2,964.00	11,856,000	2,931.00	11,724,000	1.93
21	日本	株式	京セラ	電気機器	日本円	1,500	7,200.00	10,800,000	7,710.00	11,565,000	1.91
22	日本	株式	伊藤園	食料品	日本円	8,500	1,340.00	11,390,000	1,359.00	11,551,500	1.90
23	日本	株式	三井不動産	不動産業	日本円	9,000	1,313.00	11,817,000	1,280.00	11,520,000	1.90
24	日本	株式	常陽銀行	銀行業	日本円	33,000	350.00	11,550,000	349.00	11,517,000	1.90
25	日本	株式	HOYA	精密機器	日本円	5,600	1,949.00	10,914,400	2,056.00	11,513,600	1.90
26	日本	株式	協和発酵キリン	医薬品	日本円	13,000	855.00	11,115,000	885.00	11,505,000	1.90
27	日本	株式	セコム	サービス業	日本円	2,900	3,975.00	11,527,500	3,965.00	11,498,500	1.90
28	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	日本円	3,200	3,690.00	11,808,000	3,590.00	11,488,000	1.89
29	日本	株式	山武	電気機器	日本円	5,200	2,204.00	11,460,800	2,208.00	11,481,600	1.89
30	日本	株式	日立化成工業	化学	日本円	6,600	1,674.00	11,048,400	1,722.00	11,365,200	1.87

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

（平成22年7月30日現在）

国内 / 外国	種類	業種	投資比率 (%)
国内	株式	建設業	5.92
		食料品	3.57
		パルプ・紙	1.71
		化学	15.15
		医薬品	10.34
		石油・石炭製品	1.73
		機械	3.06
		電気機器	8.47
		輸送用機器	0.21
		精密機器	1.90
		電気・ガス業	1.97
		陸運業	1.99
		倉庫・運輸関連業	0.48
		情報・通信業	12.98
		卸売業	1.78
		小売業	3.45
		銀行業	9.09
		保険業	1.87
		その他金融業	1.99
		不動産業	3.44
		サービス業	5.87
合計		97.08	

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年７月30日および同日前１年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１特定期間（平成18年９月４日）	2,136	2,138	9,788	9,798
第２特定期間（平成19年３月５日）	1,596	1,615	10,480	10,606
第３特定期間（平成19年７月６日）	1,482	1,507	10,871	11,057
第４特定期間（平成20年１月７日）	1,233	1,244	8,949	9,029
第５特定期間（平成20年７月７日）	1,148	1,159	8,458	8,538
第６特定期間（平成21年１月６日）	757	767	5,837	5,917
第７特定期間（平成21年７月６日）	788	798	6,345	6,425
第８特定期間（平成22年１月６日）	680	688	6,430	6,510
第９特定期間（平成22年７月６日）	617	625	6,129	6,209
平成21年７月末日	740	—	6,569	—
平成21年８月末日	749	—	6,706	—
平成21年９月末日	714	—	6,503	—
平成21年10月末日	669	—	6,223	—
平成21年11月末日	627	—	5,919	—
平成21年12月末日	661	—	6,294	—
平成22年１月末日	650	—	6,187	—
平成22年２月末日	654	—	6,218	—
平成22年３月末日	683	—	6,703	—
平成22年４月末日	690	—	6,867	—
平成22年５月末日	626	—	6,230	—
平成22年６月末日	617	—	6,118	—
平成22年７月末日	607	—	6,086	—

（注１）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（６ヵ月毎）に支払われた１口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注２）基準価額は１単位（１万口）当たりの純資産総額です。

【分配の推移】

	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	自 平成18年3月23日 至 平成18年9月4日	10
第2特定期間	自 平成18年9月5日 至 平成19年3月5日	126
第3特定期間	自 平成19年3月6日 至 平成19年7月6日	186
第4特定期間	自 平成19年7月7日 至 平成20年1月7日	80
第5特定期間	自 平成20年1月8日 至 平成20年7月7日	80
第6特定期間	自 平成20年7月8日 至 平成21年1月6日	80
第7特定期間	自 平成21年1月7日 至 平成21年7月6日	80
第8特定期間	自 平成21年7月7日 至 平成22年1月6日	80
第9特定期間	自 平成22年1月7日 至 平成22年7月6日	80

【収益率の推移】

	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	自 平成18年3月23日 至 平成18年9月4日	2.0
第2特定期間	自 平成18年9月5日 至 平成19年3月5日	8.4
第3特定期間	自 平成19年3月6日 至 平成19年7月6日	5.5
第4特定期間	自 平成19年7月7日 至 平成20年1月7日	16.9
第5特定期間	自 平成20年1月8日 至 平成20年7月7日	4.6
第6特定期間	自 平成20年7月8日 至 平成21年1月6日	30.0
第7特定期間	自 平成21年1月7日 至 平成21年7月6日	10.1
第8特定期間	自 平成21年7月7日 至 平成22年1月6日	2.6
第9特定期間	自 平成22年1月7日 至 平成22年7月6日	3.4
	自 平成22年7月7日 至 平成22年7月30日	0.7

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

なお、第1特定期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第 1 特定期間	自 平成18年 3 月23日 至 平成18年 9 月 4 日	2,240,496,259	57,837,163	2,182,659,096
第 2 特定期間	自 平成18年 9 月 5 日 至 平成19年 3 月 5 日	354,621,980	1,013,671,584	1,523,609,492
第 3 特定期間	自 平成19年 3 月 6 日 至 平成19年 7 月 6 日	99,237,405	259,128,019	1,363,718,878
第 4 特定期間	自 平成19年 7 月 7 日 至 平成20年 1 月 7 日	152,482,849	138,027,000	1,378,174,727
第 5 特定期間	自 平成20年 1 月 8 日 至 平成20年 7 月 7 日	85,988,962	105,945,549	1,358,218,140
第 6 特定期間	自 平成20年 7 月 8 日 至 平成21年 1 月 6 日	92,195,121	153,045,491	1,297,367,770
第 7 特定期間	自 平成21年 1 月 7 日 至 平成21年 7 月 6 日	26,082,081	80,337,387	1,243,112,464
第 8 特定期間	自 平成21年 7 月 7 日 至 平成22年 1 月 6 日	27,316,503	212,676,651	1,057,752,316
第 9 特定期間	自 平成22年 1 月 7 日 至 平成22年 7 月 6 日	32,948,797	82,819,586	1,007,881,527
	自 平成22年 7 月 7 日 至 平成22年 7 月30日	2,155,602	11,410,827	998,626,302

（注）第 1 特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 申込単位

（当初元本1口＝1円）

「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

(2) 申込手数料

手数料率：上限3.15%（税抜3.00%）

申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

(3) 申込代金

取得申込みの受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額が申込代金となります。

(4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

2【換金（解約）手続等】

換金（解約または買取り）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金請求とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

なお、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消することがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額（または買取価額）は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額（または買取価額）とします。

解約価額（または買取価額）は、販売会社において確認できます。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券を所持している場合は、換金の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

（１） 解約

解約単位

販売会社が定める単位とします。

解約価額

解約の受付日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

解約手数料

かかりません。

信託財産留保額

解約の受付日の基準価額の0.25%とします。

支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して５営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

（２） 買取

買取単位

販売会社が定める単位とします。

買取価額

買取りの受付日の基準価額から信託財産留保相当額および税金（源泉徴収分のみ）に相当する額を差引いた価額とします。

買取手数料

かかりません。

信託財産留保相当額

買取りの受付日の基準価額の0.25%とします。

支払日

買取代金は、原則として買取りの受付日から起算して５営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

買取りにつきましては、販売会社に確認してください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

* 基準価額＝純資産総額÷受益権総口数

ファンドの主な投資対象の評価方法

a．親投資信託受益証券

計算日の基準価額で評価します。

b．国内株式

原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

受付時間外は音声自動応答システムによる「基準価額案内ダイヤル」が利用できます。

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成18年３月23日以降、無期限とします。

（４）【計算期間】

毎年１月７日から４月６日まで、４月７日から７月６日まで、７月７日から10月６日まで、および10月７日から翌年１月６日までとします。（ただし、第１計算期間は平成18年３月23日から平成18年６月５日までとします。）

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

a．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b．委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の１または10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

c．委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- d. 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- e. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. d. から f. までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社または受益者が裁判所に受託会社の解任を請求し裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- d. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a. から e. までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年1月および7月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日のときは翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

解約金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

(4) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等にファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(5) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第8特定期間（平成21年7月7日から平成22年1月6日まで）については平成20年8月7日付内閣府令第50号附則第2条第1項第1号本文によっております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第8特定期間（平成21年7月7日から平成22年1月6日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第9特定期間（平成22年1月7日から平成22年7月6日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8特定期間（平成21年7月7日から平成22年1月6日まで）および第9特定期間（平成22年1月7日から平成22年7月6日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ジャパン株式インカム（3ヵ月決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第8特定期間末 (平成22年1月6日現在)	第9特定期間末 (平成22年7月6日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,804,075	9,483,271
親投資信託受益証券	678,128,906	615,406,667
未収利息	24	25
流動資産合計	686,933,005	624,889,963
資産合計	686,933,005	624,889,963
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,231,009	4,031,526
未払解約金	690,412	1,259,383
未払受託者報酬	139,613	136,426
未払委託者報酬	1,745,118	1,705,254
その他未払費用	6,952	6,790
流動負債合計	6,813,104	7,139,379
負債合計	6,813,104	7,139,379
純資産の部		
元本等		
元本	1,057,752,316	1,007,881,527
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	377,632,415	390,130,943
（分配準備積立金）	78,835,597	74,239,188
元本等合計	680,119,901	617,750,584
純資産合計	680,119,901	617,750,584
負債純資産合計	686,933,005	624,889,963

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 8 特定期間 自 平成21年 7 月 7 日 至 平成22年 1 月 6 日	第 9 特定期間 自 平成22年 1 月 7 日 至 平成22年 7 月 6 日
営業収益		
受取利息	1,936	2,247
有価証券売買等損益	21,130,181	18,367,529
営業収益合計	21,132,117	18,365,282
営業費用		
受託者報酬	295,755	274,023
委託者報酬	3,696,840	3,425,180
その他費用	14,728	13,638
営業費用合計	4,007,323	3,712,841
営業利益又は営業損失（ ）	17,124,794	22,078,123
経常利益又は経常損失（ ）	17,124,794	22,078,123
当期純利益又は当期純損失（ ）	17,124,794	22,078,123
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	606,156	969,921
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	454,327,172	377,632,415
剰余金増加額又は欠損金減少額	78,788,978	28,852,215
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	78,788,978	28,852,215
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,983,217	12,149,127
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,983,217	12,149,127
分配金	8,629,642	8,093,414
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	377,632,415	390,130,943

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 8 特定期間 自 平成21年 7 月 7 日 至 平成22年 1 月 6 日	第 9 特定期間 自 平成22年 1 月 7 日 至 平成22年 7 月 6 日
1 . 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2 . 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

第 8 特定期間末 （平成22年 1 月 6 日現在）	第 9 特定期間末 （平成22年 7 月 6 日現在）
1．特定期間の末日における受益権の総数 1,057,752,316口	1．特定期間の末日における受益権の総数 1,007,881,527口
2．投資信託財産計算規則第55条の 6 第 1 項第 10号に規定する額	2．投資信託財産計算規則第55条の 6 第 1 項第 10号に規定する額
元本の欠損 377,632,415円	元本の欠損 390,130,943円
3．特定期間の末日における 1 単位当たりの純 資産の額	3．特定期間の末日における 1 単位当たりの純 資産の額
1 口当たりの純資産額 0.6430円	1 口当たりの純資産額 0.6129円
（ 1 万口当たりの純資産額 6,430円 ）	（ 1 万口当たりの純資産額 6,129円 ）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 8 特定期間 自 平成21年 7 月 7 日 至 平成22年 1 月 6 日		第 9 特定期間 自 平成22年 1 月 7 日 至 平成22年 7 月 6 日	
分配金の計算過程 第15計算期（平成21年 7 月 7 日から平成21年 10月 6 日まで） 計算期末における分配対象金額115,143,191円（1万口当たり1,047.06円）のうち、 4,398,633円（1万口当たり40.00円）を分配金額としております。		分配金の計算過程 第17計算期（平成22年 1 月 7 日から平成22年 4 月 6 日まで） 計算期末における分配対象金額107,060,062円（1万口当たり1,054.27円）のうち、 4,061,888円（1万口当たり40.00円）を分配金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 4,052,822円	費用控除後の配当等収益額	A 7,657,439円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —
収益調整金額	C 26,430,202円	収益調整金額	C 24,730,307円
分配準備積立金額	D 84,660,167円	分配準備積立金額	D 74,672,316円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 115,143,191円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 107,060,062円
当ファンドの期末残存口数	F 1,099,658,435口	当ファンドの期末残存口数	F 1,015,472,056口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 1,047.06円	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 1,054.27円
1万口当たりの分配額	H 40.00円	1万口当たりの分配額	H 40.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 4,398,633円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 4,061,888円

第 8 特定期間 自 平成21年 7 月 7 日 至 平成22年 1 月 6 日		第 9 特定期間 自 平成22年 1 月 7 日 至 平成22年 7 月 6 日	
第16計算期（平成21年10月 7 日から平成22年 1 月 6 日まで） 計算期末における分配対象金額107,659,245 円（1 万口当たり1,017.80円）のうち、 4,231,009円（1 万口当たり40.00円）を分配 金額としております。		第18計算期（平成22年 4 月 7 日から平成22年 7 月 6 日まで） 計算期末における分配対象金額102,272,003 円（1 万口当たり1,014.70円）のうち、 4,031,526円（1 万口当たり40.00円）を分配 金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 1,053,633円	費用控除後の配当等収益額	A —
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —
収益調整金額	C 25,650,392円	収益調整金額	C 25,009,171円
分配準備積立金額	D 80,955,220円	分配準備積立金額	D 77,262,832円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 107,659,245円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 102,272,003円
当ファンドの期末残存口数	F 1,057,752,316口	当ファンドの期末残存口数	F 1,007,881,527口
1 万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 1,017.80円	1 万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 1,014.70円
1 万口当たりの分配額	H 40.00円	1 万口当たりの分配額	H 40.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 4,231,009円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 4,031,526円

（金融商品に関する注記）

第9 特定期間
自 平成22年 1 月 7 日
至 平成22年 7 月 6 日

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

(2) 時価の算定方法

親投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 8 特定期間 自 平成21年 7 月 7 日 至 平成22年 1 月 6 日	第 9 特定期間 自 平成22年 1 月 7 日 至 平成22年 7 月 6 日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第 8 特定期間 自 平成21年 7 月 7 日 至 平成22年 1 月 6 日	第 9 特定期間 自 平成22年 1 月 7 日 至 平成22年 7 月 6 日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第 8 特定期間 自 平成21年 7 月 7 日 至 平成22年 1 月 6 日	第 9 特定期間 自 平成22年 1 月 7 日 至 平成22年 7 月 6 日
期首元本額 1,243,112,464円	期首元本額 1,057,752,316円
期中追加設定元本額 27,316,503円	期中追加設定元本額 32,948,797円
期中一部解約元本額 212,676,651円	期中一部解約元本額 82,819,586円

2 有価証券関係

第 8 特定期間 自 平成21年 7 月 7 日 至 平成22年 1 月 6 日		
売買目的有価証券の貸借対照表計上額等		
種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	678,128,906	29,516,149
合計	678,128,906	29,516,149

第 9 特定期間 自 平成22年 1 月 7 日 至 平成22年 7 月 6 日	
売買目的有価証券	
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	57,011,025
合計	57,011,025

3 デリバティブ取引関係

第 8 特定期間 自 平成21年 7 月 7 日 至 平成22年 1 月 6 日	第 9 特定期間 自 平成22年 1 月 7 日 至 平成22年 7 月 6 日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成22年 7 月 6 日現在

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	ジャパン株式インカム マザーファンド	867,747,698	615,406,667	
合計		867,747,698	615,406,667	

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ジャパン株式インカム マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

1. 「ジャパン株式インカム マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

区分	（平成22年 1 月 6 日現在）	（平成22年 7 月 6 日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,703,697	23,645,825
株式	1,348,313,380	591,128,300
未収配当金	2,250,650	594,700
未収利息	18	64
流動資産 合計	1,357,267,745	615,368,889
資産合計	1,357,267,745	615,368,889
負債の部		
流動負債		
流動負債 合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	1,857,631,912	867,747,698
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	500,364,167	252,378,809
純資産合計	1,357,267,745	615,368,889
負債・純資産合計	1,357,267,745	615,368,889

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成21年 7 月 7 日 至 平成22年 1 月 6 日	自 平成22年 1 月 7 日 至 平成22年 7 月 6 日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。	株式 同左
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左

（金融商品に関する注記）

自 平成22年 1 月 7 日
至 平成22年 7 月 6 日

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当親投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

(2) 時価の算定方法

株式

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

自 平成21年 7 月 7 日 至 平成22年 1 月 6 日	自 平成22年 1 月 7 日 至 平成22年 7 月 6 日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

（平成22年 1 月 6 日現在）	
1．元本の増減	
期首（平成21年 7 月 7 日）元本額	4,667,149,253円
期首から平成22年 1 月 6 日までの 追加設定元本額	15,405,201円
一部解約元本額	2,824,922,542円
平成22年 1 月 6 日現在の元本額	1,857,631,912円
2．平成22年 1 月 6 日における元本の内訳（＊）	
ベビーファンド	元本
日本株ターゲット・ファンド	929,451,093円
ジャパン株式インカム（3ヵ月決算型）	928,180,819円
3．元本の欠損	500,364,167円
4．平成22年 1 月 6 日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たりの純資産額	0.7306円
（ 1 万口当たりの純資産額	7,306円）

（＊）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

（平成22年 7 月 6 日現在）	
1．元本の増減	
期首（平成22年 1 月 7 日）元本額	1,857,631,912円
期首から平成22年 7 月 6 日までの 追加設定元本額	19,722,800円
一部解約元本額	1,009,607,014円
平成22年 7 月 6 日現在の元本額	867,747,698円
2．平成22年 7 月 6 日における元本の内訳（＊）	
ベビーファンド	元本
ジャパン株式インカム（3ヵ月決算型）	867,747,698円
3．元本の欠損	252,378,809円
4．平成22年 7 月 6 日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たりの純資産額	0.7092円
（ 1 万口当たりの純資産額	7,092円）

（＊）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

平成22年7月6日現在

銘柄	株式数（株）	評価額（円）		備考
		単価	金額	
コムシスホールディングス	15,100	787.00	11,883,700	
戸田建設	38,000	298.00	11,324,000	
協和エクシオ	15,900	775.00	12,322,500	
伊藤園	8,500	1,340.00	11,390,000	
ニチレイ	27,000	377.00	10,179,000	
日本製紙グループ本社	4,500	2,425.00	10,912,500	
日産化学工業	11,000	1,009.00	11,099,000	
信越化学工業	2,500	4,185.00	10,462,500	
エア・ウォーター	11,000	978.00	10,758,000	
カネカ	21,000	533.00	11,193,000	
日立化成工業	6,600	1,674.00	11,048,400	
日本化薬	16,000	794.00	12,704,000	
花王	5,800	2,071.00	12,011,800	
資生堂	6,400	1,938.00	12,403,200	
協和発酵キリン	13,000	855.00	11,115,000	
武田薬品工業	3,000	3,895.00	11,685,000	
アステラス製薬	4,000	2,964.00	11,856,000	
大日本住友製薬	17,200	669.00	11,506,800	
塩野義製薬	2,500	1,876.00	4,690,000	
科研製薬	14,000	880.00	12,320,000	
コスモ石油	51,000	215.00	10,965,000	
日本製鋼所	7,000	777.00	5,439,000	
SANKYO	3,000	4,100.00	12,300,000	
富士通	21,000	563.00	11,823,000	
ホシデン	11,600	944.00	10,950,400	
山武	5,200	2,204.00	11,460,800	
日本光電工業	2,900	1,666.00	4,831,400	
京セラ	1,500	7,200.00	10,800,000	
シマノ	300	3,880.00	1,164,000	
HOYA	5,600	1,949.00	10,914,400	
九州電力	6,100	1,995.00	12,169,500	
山九	33,000	361.00	11,913,000	
住友倉庫	7,000	417.00	2,919,000	
野村総合研究所	6,000	2,006.00	12,036,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	3,400	3,445.00	11,713,000	
日本電信電話	3,200	3,690.00	11,808,000	
KDDI	27	425,000.00	11,475,000	
光通信	7,500	1,581.00	11,857,500	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	89	139,300.00	12,397,700	
カブコン	8,100	1,455.00	11,785,500	

銘柄	株式数（株）	評価額（円）		備考
		単価	金額	
阪和興業	31,000	343.00	10,633,000	
良品計画	3,300	3,495.00	11,533,500	
イオン	11,200	949.00	10,628,800	
第四銀行	43,000	292.00	12,556,000	
千葉銀行	13,000	548.00	7,124,000	
常陽銀行	33,000	350.00	11,550,000	
武蔵野銀行	4,900	2,579.00	12,637,100	
大垣共立銀行	43,000	277.00	11,911,000	
東京海上ホールディングス	4,800	2,402.00	11,529,600	
クレディセゾン	11,000	982.00	10,802,000	
三井不動産	9,000	1,313.00	11,817,000	
住友不動産	6,000	1,537.00	9,222,000	
ダスキン	7,800	1,555.00	12,129,000	
ユー・エス・エス	1,860	6,420.00	11,941,200	
セコム	2,900	3,975.00	11,527,500	
合計			591,128,300	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成22年7月30日現在）

資産総額	608,520,022円
負債総額	790,154円
純資産総額（ - ）	607,729,868円
発行済数量	998,626,302口
1単位（1万口）当たり純資産額（ / ）	6,086円

（参考）ジャパン株式インカム マザーファンド 純資産額計算書

（平成22年7月30日現在）

資産総額	604,918,268円
負債総額	—
純資産総額（ - ）	604,918,268円
発行済数量	858,387,640口
1単位（1万口）当たり純資産額（ / ）	7,047円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

2 受益者等名簿

該当事項はありません。

3 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

5 受益証券の再発行

該当事項はありません。

（注）ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定による

ほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第 1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成22年 7 月末現在：26億 8 千万円

会社が発行する株式総数：50,000株

発行済株式総数：12,998株

過去 5 年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後 1 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの運用方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関する指図を行います。

投資環境検討会議は、取締役社長、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月 1 回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分析し検討を行います。

運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月 1 回開催され、ファンドの運用方針を決定します。

ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年7月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類			本数（本）	純資産総額（百万円）
公募	株式投資信託	単位型	2	6,827
		追加型	68	4,453,652
	公社債投資信託	単位型	0	0
		追加型	6	431,915
私募	証券投資信託		7	49,273
合計			83	4,941,667

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

第12期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則により作成し、第13期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）、第13期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第12期 （平成21年３月31日現在）		第13期 （平成22年３月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
流動資産					
現金			157		-
預金			3,370,799		816,324
有価証券			20,052,953		31,757,438
前払費用			71,724		69,795
未収委託者報酬			2,865,114		2,947,209
未収収益			179,422		221,426
繰延税金資産			550,440		585,683
その他			23,555		32,502
流動資産計			27,114,167		36,430,379
固定資産					
有形固定資産			670,310		616,716
建物	1	292,070		257,347	
器具備品	1	188,275		167,467	
土地		186,000		186,000	
リース資産	1	3,964		5,901	
無形固定資産			1,451,880		1,433,864
ソフトウェア		1,451,257		1,433,384	
その他		622		480	
投資その他の資産			63,585,970		67,206,049
投資有価証券		62,551,697		66,415,786	
従業員貸付金		21,475		17,875	
長期差入保証金		491,464		528,414	
繰延税金資産		493,952		216,593	
その他		98,180		98,180	
貸倒引当金		70,800		70,800	
固定資産計			65,708,161		69,256,630
資産合計			92,822,328		105,687,010

		第12期 （平成21年3月31日現在）		第13期 （平成22年3月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
流動負債					
預り金			42,529		43,102
未払金			1,492,663		1,554,347
未払収益分配金		1,883		1,600	
未払償還金		58,768		46,425	
未払手数料		1,279,632		1,283,377	
その他未払金		152,378		222,944	
未払費用			682,942		761,573
未払法人税等			4,727,076		4,806,803
賞与引当金			429,386		508,616
役員賞与引当金			93,750		93,750
流動負債計			7,468,347		7,768,192
固定負債					
リース債務			4,163		6,196
時効後支払損引当金			63,808		59,837
退職給付引当金			851,291		785,195
役員退職慰労引当金			225,850		161,280
固定負債計			1,145,113		1,012,508
負債合計			8,613,461		8,780,701
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			2,680,000		2,680,000
資本剰余金			670,000		670,000
資本準備金		670,000		670,000	
利益剰余金			80,897,517		93,072,078
その他利益剰余金		80,897,517		93,072,078	
繰越利益剰余金		80,897,517		93,072,078	
自己株式			19,759		23,003
株主資本合計			84,227,757		96,399,075
評価・換算差額等					
その他有価証券評 価差額金			18,890		507,233
評価・換算差額等合計			18,890		507,233
純資産合計			84,208,867		96,906,308
負債・純資産合計			92,822,328		105,687,010

（２）【損益計算書】

		第12期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日		第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬			71,887,968		63,090,113
営業収益計			71,887,968		63,090,113
営業費用					
支払手数料			33,283,402		28,257,324
広告宣伝費			1,106,957		506,616
公告費			1,040		3,531
調査費			3,955,002		3,600,074
調査費		626,487		642,580	
委託調査費		3,328,514		2,957,494	
委託計算費			284,848		341,063
営業雑経費			1,489,857		1,023,110
通信費		175,714		150,540	
印刷費		1,256,186		811,227	
協会費		44,419		46,435	
諸会費		3,875		3,740	
諸経費		9,662		11,167	
営業費用計			40,121,108		33,731,720
一般管理費					
給料			3,430,661		3,479,543
役員報酬		210,850		204,563	
給与・手当		2,801,788		2,815,164	
賞与		418,022		459,815	
賞与引当金繰入			425,726		507,516
役員賞与引当金繰入			93,750		93,750
福利厚生費			436,541		452,421
交際費			59,436		45,535
旅費交通費			220,675		180,901
租税公課			170,463		159,889

		第12期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日		第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
不動産賃借料			556,293		576,182
退職給付費用			173,617		236,101
役員退職慰労引当金 繰入			81,270		73,090
固定資産減価償却費			507,178		570,244
諸経費			791,720		599,927
一般管理費計			6,947,335		6,975,105
営業利益			24,819,524		22,383,288
営業外収益					
受取配当金			4,918		4,287
有価証券利息			668,206		821,370
受取利息			4,209		1,372
時効成立分配金・償 還金			16,925		14,153
その他			8,487		20,296
営業外収益計			702,746		861,480
営業外費用					
時効後支払損引当金 繰入額			18,006		-
その他			4,912		3,663
営業外費用計			22,918		3,663
経常利益			25,499,352		23,241,104
特別損失					
投資有価証券売却損			-		3,800
投資有価証券評価減			608,420		-
特別損失計			608,420		3,800
税引前当期純利益			24,890,932		23,237,304
法人税、住民税 及び事業税			10,312,874		9,481,268
法人税等調整額			100,347		22,418
当期純利益			14,477,710		13,733,618

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第12期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高及び当期末残高	2,680,000	2,680,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高及び当期末残高	670,000	670,000
資本剰余金合計		
前期末残高及び当期末残高	670,000	670,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	67,719,164	80,897,517
当期変動額		
剰余金の配当	1,299,357	1,559,056
当期純利益	14,477,710	13,733,618
当期変動額合計	13,178,353	12,174,561
当期末残高	80,897,517	93,072,078
利益剰余金合計		
前期末残高	67,719,164	80,897,517
当期変動額		
剰余金の配当	1,299,357	1,559,056
当期純利益	14,477,710	13,733,618
当期変動額合計	13,178,353	12,174,561
当期末残高	80,897,517	93,072,078
自己株式		
前期末残高	11,534	19,759
当期変動額		
自己株式の取得	8,224	3,243
当期変動額合計	8,224	3,243
当期末残高	19,759	23,003

（単位：千円）

	第12期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日
株主資本合計		
前期末残高	71,057,629	84,227,757
当期変動額		
剰余金の配当	1,299,357	1,559,056
当期純利益	14,477,710	13,733,618
自己株式の取得	8,224	3,243
当期変動額合計	13,170,128	12,171,318
当期末残高	84,227,757	96,399,075
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	5,868	18,890
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	24,759	526,123
当期変動額合計	24,759	526,123
当期末残高	18,890	507,233
評価・換算差額等合計		
前期末残高	5,868	18,890
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	24,759	526,123
当期変動額合計	24,759	526,123
当期末残高	18,890	507,233
純資産合計		
前期末残高	71,063,497	84,208,867
当期変動額		
剰余金の配当	1,299,357	1,559,056
当期純利益	14,477,710	13,733,618
自己株式の取得	8,224	3,243
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	24,759	526,123
当期変動額合計	13,145,369	12,697,441
当期末残高	84,208,867	96,906,308

[重要な会計方針]

第12期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定している） 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～50年 器具備品 3～15年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 3．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 3．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左

第12期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日
(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職一時金及び適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。なお、会計基準変更時差異については、適用初年度に一括償却しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。 (6) 時効後支払損引当金 負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。	(2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。 （追加情報） 当社では、平成21年 7 月 1 日付で退職給付制度の改定を行い、適格退職年金制度を確定給付企業年金制度（キャッシュバランプラン）へ移行し、また退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会 平成14年 1 月31日 企業会計基準適用指針第 1 号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成14年 3 月29日 実務対応報告第 2 号）を適用しております。本移行に伴う影響は軽微であります。 (5) 役員退職慰労引当金 同左 (6) 時効後支払損引当金 同左

第12期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日
4．消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。	4．消費税等の会計処理方法 同左

[重要な会計方針の変更]

第12期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日
1．リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成 5 年 6 月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年 3 月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成 6 年 1 月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年 3 月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。この会計基準及び適用指針の適用に伴う影響は軽微であります。	1．退職給付に関する会計基準 当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号平成20年 7 月31日）を適用しております。この会計基準の適用に伴う影響はありません。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

第12期 （平成21年 3月31日現在）	第13期 （平成22年 3月31日現在）
1．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 445,743千円 器具備品 435,598千円 リース資産 639千円	1．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 485,468千円 器具備品 483,146千円 リース資産 2,868千円

（損益計算書関係）

第12期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第13期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
-----	-----

（株主資本等変動計算書関係）

．第12期（自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2．自己株式の種類及び株式数

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	4	1	-	6

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

3．配当に関する事項

（1）配当金の支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成20年 6月26日 定時株主総会	普通 株式	1,299百万円	100,000円	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
 平成21年６月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

（決議）	株式の 種類	配当の 原 資	配当金の 総 額	１株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年６月25日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	1,559百万円	120,000円	平成21年３月31日	平成21年６月26日

．第13期（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数 (単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

２．自己株式の種類及び株式数 (単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	6	0	-	6

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

３．配当に関する事項

（１）配当金の支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の 総 額	１株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成21年６月25日 定時株主総会	普通 株式	1,559百万円	120,000円	平成21年３月31日	平成21年６月26日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
 平成22年６月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

（決議）	株式の 種類	配当の 原 資	配当金の 総 額	１株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年６月28日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	1,818百万円	140,000円	平成22年３月31日	平成22年６月29日

（リース取引関係）

第12期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日																										
借主側 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引が平成20年 3 月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。） 1．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>9,297千円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>7,054千円</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>2,243千円</td></tr> </table> 2．未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>2,328千円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,328千円</td></tr> </table> 3．支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>4,587千円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>4,349千円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>149千円</td></tr> </table> 4．減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 5．利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。		器具備品	取得価額相当額	9,297千円	減価償却累計額相当額	7,054千円	期末残高相当額	2,243千円	1 年内	2,328千円	1 年超	- 千円	合計	2,328千円	支払リース料	4,587千円	減価償却費相当額	4,349千円	支払利息相当額	149千円	借主側 オペレーティング・リース取引 1．オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>508,344千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>1,715,047千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,223,391千円</td></tr> </table>	1年内	508,344千円	1年超	1,715,047千円	合計	2,223,391千円
	器具備品																										
取得価額相当額	9,297千円																										
減価償却累計額相当額	7,054千円																										
期末残高相当額	2,243千円																										
1 年内	2,328千円																										
1 年超	- 千円																										
合計	2,328千円																										
支払リース料	4,587千円																										
減価償却費相当額	4,349千円																										
支払利息相当額	149千円																										
1年内	508,344千円																										
1年超	1,715,047千円																										
合計	2,223,391千円																										

（金融商品関係）

第13期
自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

有価証券及び投資有価証券は主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握しております。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	45,184,694	45,593,563	408,868
その他有価証券	52,840,999	52,840,999	-
(2) 未収委託者報酬	2,947,209	2,947,209	-
資産計	100,972,904	101,381,772	408,868
(1) 未払手数料	1,283,377	1,283,377	-
(2) 未払法人税等	4,806,803	4,806,803	-
負債計	6,090,180	6,090,180	-

(注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(2) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	147,530

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

（注3）

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券			
（1）国債	-	-	-
（2）社債	8,000,000	11,700,000	-
（3）その他	15,290,000	10,056,000	-
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
（1）国債	2,500,000	2,300,000	4,700,000
（2）社債	5,000,000	13,327,200	8,100,000
（3）その他	838,000	3,974,000	6,850,000
未収委託者報酬	2,947,209	-	-
合計	34,575,209	41,357,200	19,650,000

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

．第12期（平成21年3月31日）

1．満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	社債	23,649,688	23,769,191	119,503
	その他	33,930,383	34,092,088	161,704
	小計	57,580,072	57,861,280	281,208
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	1,005,954	1,002,171	3,782
	その他	3,304,990	3,301,588	3,401
	小計	4,310,944	4,303,760	7,183
合計		61,891,016	62,165,040	274,024

2．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	17,443	38,687	21,244
	債券	5,346,075	5,350,773	4,697
	その他	60,000	60,273	273
	小計	5,423,518	5,449,733	26,215
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	30,663	27,012	3,650
	債券	14,383,998	14,337,762	46,236
	その他	757,990	745,396	12,594
	小計	15,172,652	15,110,170	62,481
合計		20,596,170	20,559,904	36,266

（注）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるもののうち、当事業年度において608,420千円の減損処理を行っております。なお、決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

３．当事業年度に売却したその他有価証券（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
200,438	12	-

４．時価評価されていない有価証券（単位：千円）

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	153,730
合計	153,730

５．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内
国債	3,500,000	2,500,000
社債	4,800,000	31,718,000
その他	11,724,000	26,890,000
合計	20,024,000	61,108,000

．第13期（平成22年 3 月31日）

1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	社債	19,777,593	19,979,679	202,085
	その他	25,407,101	25,613,884	206,783
	小計	45,184,694	45,593,563	408,868
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		45,184,694	45,593,563	408,868

2．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	68,254	29,506	38,747
	(2) 債券			
	国債	2,505,450	2,504,009	1,440
	社債	23,338,799	23,136,770	202,028
	その他	5,123,657	5,087,926	35,730
	(3) その他	4,152,453	3,681,873	470,580
	小計	35,188,614	34,440,086	748,528
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	12,936	18,600	5,664
	(2) 債券			
	国債	7,030,732	7,037,061	6,329
	社債	3,686,805	3,694,904	8,099
	その他	6,901,911	6,920,792	18,881
	(3) その他	20,000	20,000	-
	小計	17,652,384	17,691,358	38,973
合計		52,840,999	52,131,444	709,554

（注）非上場株式（貸借対照表計上額147,530千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	2,400	-	3,800
（２）債券			
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
（３）その他	65,802	5,832	-
合計	68,202	5,832	3,800

（デリバティブ取引関係）

第12期 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日	第13期 自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第12期 （平成21年3月31日現在）	第13期 （平成22年3月31日現在）																																																																
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （繰延税金資産） 千円 <table> <tr><td>投資有価証券評価減</td><td>324,965</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価減</td><td>65,889</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>174,330</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>345,624</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>91,695</td></tr> <tr><td>時効後支払損引当金</td><td>25,906</td></tr> <tr><td>事業税及び事業所税</td><td>351,906</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>354,180</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>17,375</td></tr> <tr><td>その他</td><td>66,633</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,818,507</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>773,779</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>1,044,727</td></tr> </table> （繰延税金負債） <table> <tr><td>未収配当金</td><td>334</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>334</td></tr> <tr><td>差引：繰延税金資産の純額</td><td>1,044,392</td></tr> </table>	投資有価証券評価減	324,965	ゴルフ会員権評価減	65,889	賞与引当金	174,330	退職給付引当金	345,624	役員退職慰労引当金	91,695	時効後支払損引当金	25,906	事業税及び事業所税	351,906	減損損失	354,180	その他有価証券評価差額金	17,375	その他	66,633	繰延税金資産小計	1,818,507	評価性引当額	773,779	繰延税金資産合計	1,044,727	未収配当金	334	繰延税金負債合計	334	差引：繰延税金資産の純額	1,044,392	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （繰延税金資産） 千円 <table> <tr><td>投資有価証券評価減</td><td>321,392</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価減</td><td>65,889</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>206,498</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>318,789</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>65,479</td></tr> <tr><td>時効後支払損引当金</td><td>24,294</td></tr> <tr><td>事業税及び事業所税</td><td>359,392</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>352,591</td></tr> <tr><td>その他</td><td>59,395</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,773,722</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>768,618</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>1,005,104</td></tr> </table> （繰延税金負債） <table> <tr><td>未収配当金</td><td>505</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>202,321</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>202,827</td></tr> <tr><td>差引：繰延税金資産の純額</td><td>802,277</td></tr> </table>	投資有価証券評価減	321,392	ゴルフ会員権評価減	65,889	賞与引当金	206,498	退職給付引当金	318,789	役員退職慰労引当金	65,479	時効後支払損引当金	24,294	事業税及び事業所税	359,392	減損損失	352,591	その他	59,395	繰延税金資産小計	1,773,722	評価性引当額	768,618	繰延税金資産合計	1,005,104	未収配当金	505	その他有価証券評価差額金	202,321	繰延税金負債合計	202,827	差引：繰延税金資産の純額	802,277
投資有価証券評価減	324,965																																																																
ゴルフ会員権評価減	65,889																																																																
賞与引当金	174,330																																																																
退職給付引当金	345,624																																																																
役員退職慰労引当金	91,695																																																																
時効後支払損引当金	25,906																																																																
事業税及び事業所税	351,906																																																																
減損損失	354,180																																																																
その他有価証券評価差額金	17,375																																																																
その他	66,633																																																																
繰延税金資産小計	1,818,507																																																																
評価性引当額	773,779																																																																
繰延税金資産合計	1,044,727																																																																
未収配当金	334																																																																
繰延税金負債合計	334																																																																
差引：繰延税金資産の純額	1,044,392																																																																
投資有価証券評価減	321,392																																																																
ゴルフ会員権評価減	65,889																																																																
賞与引当金	206,498																																																																
退職給付引当金	318,789																																																																
役員退職慰労引当金	65,479																																																																
時効後支払損引当金	24,294																																																																
事業税及び事業所税	359,392																																																																
減損損失	352,591																																																																
その他	59,395																																																																
繰延税金資産小計	1,773,722																																																																
評価性引当額	768,618																																																																
繰延税金資産合計	1,005,104																																																																
未収配当金	505																																																																
その他有価証券評価差額金	202,321																																																																
繰延税金負債合計	202,827																																																																
差引：繰延税金資産の純額	802,277																																																																
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左																																																																

（退職給付関係）

第12期

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。
また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日現在）

(1) 退職給付債務	1,768,612千円
(2) 年金資産	685,071
(3) 未認識数理計算上の差異	232,249
(4) 退職給付引当金(1)+(2)+(3)	851,291

3．退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

(1) 勤務費用	146,681千円
(2) 利息費用	29,777
(3) 期待運用収益	15,552
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	-
(5) その他（注）	12,710
(6) 退職給付費用(1) + (2) + (3) + (4) + (5)	173,617

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準

(2) 割引率 1.8%

(3) 期待運用収益率 1.8%

(4) 数理計算上の差異の処理年数 10年

(5) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

第13期

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日現在）

(1) 退職給付債務	1,885,553千円
(2) 年金資産	950,835
(3) 未認識数理計算上の差異	149,523
(4) 退職給付引当金(1)+(2)+(3)	785,195

3. 退職給付費用に関する事項（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(1) 勤務費用	167,527千円
(2) 利息費用	32,009
(3) 期待運用収益	12,331
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	-
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	23,224
(6) その他（注）	25,670
(7) 退職給付費用(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)	236,101

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準

(2) 割引率 1.8%

(3) 期待運用収益率 1.8%

(4) 数理計算上の差異の処理年数 10年

(5) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

（関連当事者情報）

・第12期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

・第13期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第12期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日
1株当たり純資産額 6,481,523円99銭 1株当たり当期純利益 1,114,250円27銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 14,477,710千円 普通株式に係る当期純利益 14,477,710千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円 普通株式の期中平均株式数 12,993株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。	1株当たり純資産額 7,459,133円98銭 1株当たり当期純利益 1,057,074円56銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 13,733,618千円 普通株式に係る当期純利益 13,733,618千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円 普通株式の期中平均株式数 12,992株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと
- (5) 前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成22年 3 月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法、以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >（平成22年 3 月末現在）

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成22年 3 月末現在	事業の内容
アーク証券株式会社	2,619	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
宇都宮証券株式会社	301	
株式会社SBI証券	47,937	
カブドットコム証券株式会社	7,196	
木村証券株式会社	500	
上光証券株式会社	500	
荘内証券株式会社	100	
スターツ証券株式会社	500	
東武証券株式会社	420	
奈良証券株式会社	117	
のぞみ証券株式会社	2,091	
松阪証券株式会社	100	
丸福証券株式会社	852	
むさし証券株式会社	(注) 5,000	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	
楽天証券株式会社	7,477	

(注) むさし証券株式会社の資本金の額は、平成22年 5 月 6 日現在です。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の管理業務等を行います。

(2) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

3 【資本関係】

- (1) 委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5 %以上のものを記載します。
該当事項はありません。
- (2) 関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5 %以上のものを記載します。
該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

ファンドについては、金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる以下の書類を提出しています。

平成22年 1 月26日	臨時報告書
平成22年 3 月30日	有価証券届出書
	有価証券報告書
平成22年 4 月19日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 2 月 22 日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているジャパン株式インカム（3 ヶ月決算型）の平成 21 年 7 月 7 日から平成 22 年 1 月 6 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパン株式インカム（3 ヶ月決算型）の平成 22 年 1 月 6 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 6 月 25 日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 幸治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの第 12 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成 21 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 9 月 2 日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているジャパン株式インカム（3 ヶ月決算型）の平成 22 年 1 月 7 日から平成 22 年 7 月 6 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパン株式インカム（3 ヶ月決算型）の平成 22 年 7 月 6 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月28日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。